

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市老人クラブ連合会活動促進事業費補助金
補助の区分	団体運営補助、事業補助（事業補助）
補助の概要	高齢者の生きがいのある生活づくりを促進するために市内の老人クラブを統括する佐渡市老人クラブ連合会の活動を支援し、市内の老人クラブの活動を活性化させるため、市老連が行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市老人クラブ連合会
補助対象経費	報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、負担金
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	次の①、②、③の合計額（1,000円未満切り捨て）（上限） ①市老連に加入し、かつ、市長が承認した老人クラブ数の合計に17,000円を乗じて得た額 ②市老連に加入し、かつ、市長が承認した老人クラブの会員数の合計に500円を乗じて得た額
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	人数割による算定のため、交付額が1/2を超えている。
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 高齢者の生きがいのある生活のため、健康づくりや仲間づくりの活動を支援する必要があり、市内の老人クラブを統括する佐渡市老人クラブ連合会の活動を手厚く支援する必要があるため。
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	団体の維持100団体、加入者数の維持3,800人、活動毎月1回 ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 佐渡市老人クラブ連合会へ申請書を送付
事業担当（担当部署）	高齢福祉課 高齢福祉係
（電話番号）	0259-63-3790